

# 田野畠村地域福祉活動計画

共に支え合い、人にやさしい福祉のむらづくり



計画期間 平成 30 年度～平成 34 年度

平成 30 年 9 月

社会福祉法人田野畠村社会福祉協議会

# はじめに

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しております。

また、地域での「つながり」の希薄化を背景に、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

国では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、他人事を「我が事」に変える働きかけ、地域の課題を「丸ごと」受け止める場、多機関の協働による包括的支援体制の構築による「我が事・丸ごと」の地域共生社会に向けた取り組みが進められております。

当協議会においても、住民参加や協働による地域福祉活動・ボランティア活動の支援、福祉コミュニティづくりなど、行政や関係機関・団体等と連携し、新たな福祉課題に対応した地域福祉をより一層充実させることが求められています。

このたび、平成 29 年 3 月に田野畠村が策定した「田野畠村地域福祉計画」と連携し、本村における地域福祉を推進するために「田野畠村地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の策定に当たりましては、地域で活動する民生委員・児童委員や村内の関係機関・福祉団体を対象としたアンケート調査を実施し、そこで寄せられたご意見やご要望等を計画案に取り入れながら、田野畠村地域福祉活動計画策定委員会において、検討を重ねて参りました。

本計画は、「共に支え合い、人にやさしい福祉のむらづくり」を目指して、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間に取り組む具体的な活動内容を盛り込んでおります。本村の地域福祉の推進のため、行政や関係機関・団体等と連携し、一生懸命取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりご多忙の中、ご協力を賜りました田野畠村地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様並びにアンケート調査にご協力をいただいた民生委員・児童委員、関係機関・福祉団体の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成 30 年 9 月

社会福祉法人田野畠村社会福祉協議会

会長 道合 勇一

# 目 次

第1章 計画策定にあたって·····	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題·····	4
1 人口動態等	
2 地域を支える各種団体等の状況	
3 アンケート調査結果	
第3章 計画の基本的な考え方·····	11
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
第4章 具体的な取り組みの展開·····	13
基本目標1 共に支え合うひとづくり	
(1) 福祉教育の推進	
(2) 地域での交流、ふれ合いづくり	
(3) 社会参加の促進と生きがいづくり	
基本目標2 福祉を支える地域づくり	
(1) 地域福祉を支える人材の育成	
(2) ボランティア活動の促進	
(3) 協働活動の推進	
基本目標3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり	
(1) 情報提供・相談支援体制の充実	
(2) 福祉サービスの充実	
(3) 権利擁護の推進	
(4) 生活困窮者への自立支援の推進	
基本目標4 ひとにやさしい福祉のむらづくり	
(1) ユニバーサルデザインの推進	
(2) 要援護者支援の推進	
(3) 防犯対策の充実	

第5章 計画の推進体制	45
1 計画の推進	
2 社会福祉協議会の発展・強化	
資料	47
1 田野畠村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
2 田野畠村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者世帯の増加、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域の活力の低下が憂慮されております。

一方で、住民が抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しており、その対応が急務となっております。

本村においても、高齢者世帯の増加、東日本大震災被災者への生活支援、待機児童の解消、生活困窮者への支援、自殺やひきこもりの対応など福祉に関するニーズも多様化しており、行政や関係機関・団体等と連携し、新たな福祉課題に対応した地域福祉をより一層充実させることが求められております。

このため、住民参加や協働による地域福祉活動・ボランティア活動の支援、福祉コミュニティづくりなど、地域福祉の推進のための取り組みが必要となります。

田野畠村社会福祉協議会では、平成29年3月に田野畠村が策定した「田野畠村地域福祉計画」と連携し、本村における地域福祉を推進するために「田野畠村地域福祉活動計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として策定する行動計画です。

○社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

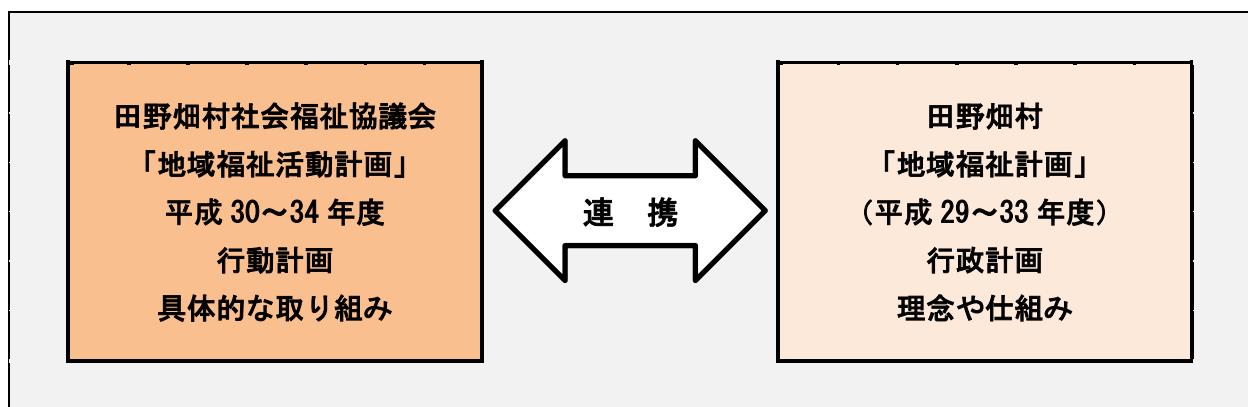
第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、（中略）、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として、地域福祉を推進するうえでの理念や仕組みを示した行政計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」を実現・実行するための社会福祉協議会の行動計画です。



### 3 計画の期間

地域福祉活動計画は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の実施状況や社会情勢の変化、住民を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
計画 策定	<b>田野畠村地域福祉計画</b>										
				見直し	<b>(仮)第 2 次 田野畠村地域福祉計画</b>						
	計画 策定	<b>田野畠村地域福祉活動計画</b>									
				見直し	<b>(仮)第 2 次 田野畠村地域福祉活動計画</b>						

### 4 計画の策定体制

#### (1) 田野畠村地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、民生委員・児童委員、福祉団体、教育関係者、社会福祉法人、地域包括支援センター、行政、ボランティア団体などの関係者を委員とした「田野畠村地域福祉活動計画策定委員会」を平成 29 年 11 月に設置し、審議・検討を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定のため、民生委員・児童委員、関係機関・福祉団体を対象としたアンケート調査を平成 29 年度に実施しました。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 人口動態等

#### (1) 人口と世帯数

田野畠村の人口は、平成27年10月現在で3,466人、世帯数は1,292世帯です。人口は、昭和35年頃をピークに徐々に減少し、平成22年に4千人を割っています。一方で、世帯数は平成7年頃まで徐々に増加し、その後減少しています。

(単位：人、世帯)

△	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
人口	6,585	6,159	5,412	5,559	5,225	5,199
世帯数	1,164	1,213	1,255	1,322	1,399	1,377

△	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	5,019	4,806	4,529	4,241	3,843	3,466
世帯数	1,376	1,389	1,385	1,365	1,309	1,292

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

また、年齢別の人団割合では、15歳未満と15～64歳未満の割合は減少する一方で、65歳以上の割合（高齢化率）は増加しています。

(単位：人、%)

△		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	人口	1,035	840	701	575	455	385
	割合	20.6	17.5	15.5	13.6	11.8	11.1
15～64歳	人口	3,159	2,922	2,613	2,392	2,087	1,789
	割合	63.0	60.8	57.7	56.4	54.3	51.6
65歳以上	人口	825	1,044	1,215	1,274	1,301	1,292
	割合	16.4	21.7	26.8	30.0	33.9	37.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 自然動態・社会動態の推移

自然動態について、出生者数と死亡者数の推移をみると、常に死亡者数が出生者数を上回り、平成 29 年の自然増減は、52 人の減となっています。

また、社会動態については、転入者数と転出者数の推移をみると常に転出者数が転入者数を上回り、平成 29 年の社会増減は 9 人の減となっています。

(単位：人)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自然動態	出生者数	27	22	16	29	21
	死亡者数	57	63	69	67	73
	自然増減	△30	△41	△53	△38	△52
社会動態	転入者数	69	87	81	73	72
	転出者数	121	124	88	79	81
	社会増減	△52	△37	△7	△6	△9

資料：岩手県毎月人口推計

## (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数）をみると、田野畠村は岩手県平均や全国平均を上回っています。平成 28 年では 2.69 人となっています。

(単位：人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
田野畠村	2.62	2.83	2.18	2.83	1.52	2.69
岩手県	1.41	1.44	1.46	1.44	1.49	1.45
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

資料：人口動態統計

## (4) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、平成 29 年では 187 人となり、平成 24 年の 206 人から 19 人減少しています。

(単位：人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳	144	139	139	131	128	127
療育手帳	40	38	37	36	36	35
精神障害者保健福祉手帳	22	23	24	23	22	25
計	206	200	200	190	186	187

資料：田野畠村保健福祉課（各年 3 月 31 日現在）

## (5) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護・要支援認定者数（第1号及び第2号被保険者合計）は、平成27年まで増加傾向で推移していましたが、それ以降は減少し、平成29年では258人となっています。

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	14	27	28	36	37	31
要支援2	18	23	21	21	19	23
要介護1	47	44	55	41	45	38
要介護2	51	44	44	59	46	56
要介護3	38	38	34	37	37	42
要介護4	41	38	48	44	44	43
要介護5	17	26	21	26	34	25
計	226	240	251	264	262	258

資料：岩手県介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

## (6) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、減少傾向で推移し、平成29年では33世帯となっています。

また、被保護人員も、減少傾向で推移し、平成29年では39人となっています。

（単位：世帯、人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
被保護世帯数	37	39	35	36	36	33
被保護人員	54	52	45	46	41	39

資料：田野畠村保健福祉課（各年3月31日現在）

## 2 地域を支える各種団体等の状況

### (1) 自治会

自治会の数は 24 あり、特色のある活動や各種行事を行うなど生活に密着した様々な  
コミュニティが形成されています。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地区を担当する民生委員・児童委員が 22 人、児童福祉に関する  
ことを専門的に担当する主任児童委員（民生委員・児童委員を兼務）が 2 人おり、  
厚生労働大臣の委嘱を受けて、相談・支援活動を行っています。

### (3) 福祉関係団体

村内で活動している福祉関係団体として、村老人クラブ連合会、村身体障害者福祉  
協会、村母子寡婦福祉協会、村手をつなぐ親の会、N P O 法人ハックの家などがあります。

地域福祉を推進するためには、相互に連携する必要があります。

### 3 アンケート調査結果

本計画の策定にあたって、地域で活動している民生委員・児童委員及び村内の関係機関・福祉団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査対象

- ①村内の民生委員・児童委員（主任児童委員含む） 24名
- ②村内の関係機関・福祉団体 18団体

#### (2) 調査期間

平成30年2月20日（火）～3月5日（月）

#### (3) 調査方法

郵送により対象者にアンケートを送付し、記入後に返信用封筒により回収

#### (4) 回収率

調査対象	対象者数	回収数	回収率
①民生委員・児童委員	24名	21名	87.5%
②関係機関・福祉団体	18団体	16団体	88.9%

#### (5) 主な調査結果

##### ①民生委員・児童委員

- 回答者の4分の3が「女性」で、8割以上が「60代」となっています。また、回答者の4分の3が「20年以上」本村に居住しています。
- 活動年数は、回答者の約半数が「0～2年」となっています。また、1か月のおおよその活動日数は、4割以上が「月に2～3日」で、2割以上が「2、3か月に1日以下」となっています。
- 活動を通じて良かったことは、約3割が「地域福祉について勉強になる」で、次いで「様々な人々と接することができる」が約2割となっています。また、活動について、半数以上がやりがいを「強く感じている・感じている」と回答する一方で、約8割が負担感を「強く感じている・感じている」と回答しています。
- 活動を進めていく上で、受けてみたい研修は、「地域福祉活動の進め方」が最も多く、次いで「相談援助の方法」、「福祉制度、施設の解説」となっています。

- 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは、「見守りや安否確認」が最も多く、次いで「高齢者支援の充実」となっています。
- 地域福祉活動を社会福祉協議会・関係団体・住民と協働で進めるにあたって、特に必要だと思うことは、「地域活動団体などと住民の協力による福祉活動の推進」が最も多く、次いで「地域活動団体などと住民が連携した防犯・防災の体制づくり」、「地域活動団体などとの連携体制の構築」となっています。
- 地域の中で特に支援が必要と思われる方は、「ひとり暮らしの高齢者」が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している方」となっています。
- 地域福祉に関してのご意見やアイデアなど（自由記入）※抜粋・要約

◆震災後、高齢化・少子化の影響もあり、田野畠全体が元気がなく、さびしく感じられます。同時に地域福祉の大切さに気付かされました。一人ひとりの意識改革という点から、1年ごと何らかの職（役）を与え、手伝っていただいたり、勉強の機会を与えること、村民が興味と実行を持ち、実践につなげる。震災後、『悲しみや不安に寄り添って』7年目になりますが、並行して「メンタルトレーニング&講座」など自分自身と向き合う機会があると良いのでは。

◆高齢者等、買い物が不自由な方の買い物救済が出来ないか。

◆社協の見守りの方と民生委員の連携体制を作つてもらいたい。情報提供や留守、情報等。何人もが家庭を訪問する事で、負担だという声を聞いたことがあるため。

◆気軽に集まれる居場所、子どもからお年寄りまで好きな時間に行き、好きな時間に帰れる制約のない空間、お茶飲み、読書、料理、軽スポーツができ、みんながくつろげる施設等。

◆出かけたくても行けない人のため、移送支援、買い物支援など、足の確保が大事だと思います。

◆高齢者でも元気な方の社会参加。

◆みんな（民生委員）でいろいろ話してみたいです。社協や村では、今、どれくらいのことができるのかなと思います。何をするにも、お金がかかることだし、ボランティアでさえ有料ですから。

## ②関係機関・福祉団体

- 回答者の半数が「女性」で、約4割が「50代」、約3割が「60代」となっています。
- 村社会福祉協議会に、特に期待することは、「住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実」が最も多く、次いで「高齢者や障がい児・者等の在宅福祉サービスの充実（介護保険等の制度以外）」となっています。
- 機関・団体が現在抱えている課題は、「人材の確保が難しい」が最も多く、次いで「機関・団体内での課題が共有されていない」と「他団体との連携が図れていない」となっています。

- 機関・団体で関わっている地域で課題と感じていることは、「子育て」と「心の健康（精神保健）」が最も多く、次いで「福祉サービス」となっています。
- 機関・団体の業務や活動の中で、現在、地域とどのような関わりをもっているかは、「行事への協力」と「他団体等との連携」が最も多く、次いで「講座の開催」と「ボランティアへの支援」となっています。
- 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは、「子育て支援の充実」と「生きがいづくり・社会参加の促進」が最も多く、次いで「見守りや安否確認」と「高齢者支援の充実」となっています。
- 地域福祉活動を社会福祉協議会・関係団体・住民と協働で進めるにあたって、特に必要だと思うことは、「地域活動団体などとの連携体制の構築」が最も多く、次いで「地域活動団体などと住民の協力による福祉活動の推進」となっています。
- 地域の中で特に支援が必要と思われる方は、「ひとり暮らしの高齢者」が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯」となっています。

●地域福祉に関するご意見やアイデアなど（自由記入）※抜粋・要約

- ◆高齢者同士がお互いに助け合って生活できる環境。高齢者一人ひとりに合った生きがいとなる仕事。
- ◆行政は公平公正の視点で全村共通の施策を実施せざるを得ないので、社協を中心になって、地域のニーズに対応した独自のサービス展開をしてほしいと思います。
- ◆買い物支援は本人、地域の実情に合わせて買い物バス、移動販売、地元商店への電話注文、介護予防ボランティアの御用聞き型買い物支援などです。各サービス型の各々の課題に社協が関わりスムーズにできるようになれば、住み慣れた地域で食べ物に困る人は無くなると思います。同様に受診介助、移動、移送、生活援助、他に細やかな支援がなければ高齢者の多い本村で住み続けることはなかなか難しいと感じています。
- ◆このアンケートがどのように活かされていくのか、情報を開示しながら、地域や村全体で意見交換して作り上げていくような場があるとよいのではないかと思う。
- ◆ある程度、年齢のいった方でひきこもっている人への対応が必要では？ 特に親に面倒を見てもらっているような人は、親亡き後の生活ができるのか？ 早いうちに手を打てば、十分働くようになり、生活保護とか支援も最小限になると思います。小・中学校の時の不登校や不登校気味の時から連携して対応する事で、将来のひきこもりを阻止したいものです。こんな小さな村だから、それを活かして、組織のワクを超えた連携ができる、何か仕組みを作れないものですか。
- ◆近所づきあいや血縁関係のことで、「田野畠も都会のように、つきあいがなくなってきた」と言う言葉が現在を象徴しているように感じています。助け合い、支え合うことの大切さを、今一度考えて昔のような関係を築けたらと思っています。人口が少なくなっている今だからこそ、必要なことだと思います。「田野畠が都会のようになるなら、田野畠でなくてもいい」と思われないように地域づくりを進めていけたら…と考えています。
- ◆障がい、高齢者、子ども、分けずにみんな誰でも楽しく参加できる活動があると良いと思います。（「参加したい！」と思える魅力的な活動）

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 共に支え合い、人にやさしい福祉のむらづくり

多くの村民が「住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたい」と願っています。その実現のためには、住民参加や協働による地域福祉活動・ボランティア活動の支援や福祉コミュニティづくりなど、行政、民間の各組織や団体と連携し、新たな福祉課題に対応した地域福祉をより一層充実させることが求められています。

このようなことから、本計画では、「共に支え合い、人にやさしい福祉のむらづくり」を基本理念とします。

## 2 計画の基本目標

本計画では、本村の現状・課題を踏まえ、田野畠村地域福祉計画と連携し、同計画の設定する4つの基本方針を踏襲して本計画の基本目標に定め、地域福祉活動を展開します。

### 基本目標1 共に支え合うひとづくり

### 基本目標2 福祉を支える地域づくり

### 基本目標3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり

### 基本目標4 ひとにやさしい福祉のむらづくり

### 3 計画の体系

#### 基本理念

共に支え合い、人にやさしい福祉のむらづくり

基本目標	取り組み
1 共に支え合うひとづくり	(1) 福祉教育の推進 (2) 地域での交流、ふれ合いづくり (3) 社会参加の促進と生きがいづくり
2 福祉を支える地域づくり	(1) 地域福祉を支える人材の育成 (2) ボランティア活動の促進 (3) 協働活動の推進
3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり	(1) 情報提供・相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 生活困窮者への自立支援の推進
4 ひとにやさしい福祉のむらづくり	(1) ユニバーサルデザインの推進 (2) 要援護者支援の推進 (3) 防犯対策の充実



# 第4章 具体的な取り組みの展開

---

## 基本目標1 共に支え合うひとづくり

### (1) 福祉教育の推進

#### **現状と課題** ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

近年、少子高齢化が急速に進展し、ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化など家族形態が変化するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域のつながりが希薄化し、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能も失われつつあります。そのことによって、子育てや介護をしている人、障がいのある人など日常生活において支援を必要としている人たちが不安やストレスを感じたり、児童や高齢者に対する虐待、ひきこもり、孤独死などの問題にも発展してきています。

本村は、比較的地域での昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている部分もありますが、以前に比べ、その希薄化が進んでいることは多くの住民が実感しています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉とは決して特別なことではなく、身近な存在であることを認識することが大切です。お互いの立場や価値観を理解し合い、地域で支え合いながらお互いに助け合うことの大切さが感じられるよう、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、家庭、保育園・児童館、学校、社会福祉協議会、行政などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

#### **方向性**

○各種広報活動やイベントの開催を通じて、住民の福祉意識の啓発を図ります。

## 具体的な取り組み

### 1 広報活動の充実強化

#### ①社協広報紙「たのはたの福祉」の発行（継続）

発行回数を年3回から年4回に増やし、広報活動の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社協広報紙「たのはたの福祉」の発行	継続					
	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

#### ②ホームページの開設（新規）

効果的な活動の周知や情報提供を進めるため、ホームページの開設に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ホームページの開設	新規					
	(準備)	開設				

### 2 福祉意識の啓発と福祉教育の推進

#### ①ボランティア協力校の指定事業（継続）

小・中学校をボランティア協力校に指定し、児童・生徒に対する福祉教育の推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア協力校の指定事業（小・中学校）	継続					

#### ②キャップ・ハンディ体験教室の開催（継続）

小・中学校や一般住民向けのキャップ・ハンディ体験教室の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
キャップ・ハンディ体験教室の開催	継続					
		見直し				



### ③中学生職場体験学習の受け入れ（継続）

中学生の職場体験学習の受け入れに取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
中学生職場体験学習の受け 入れ	継続					→

### ④村社会福祉大会の開催（継続）

住民の福祉意識の啓発のため、村社会福祉大会の定期的な開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
村社会福祉大会の開催 (4 年に 1 回)			見直し	開催		→

### ⑤福祉バザーの実施（継続）

住民の福祉意識の啓発のため、福祉バザーの実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
福祉バザーの実施	継続					→



### ⑥共同募金・歳末たすけあい運動への協力（継続）

県内の社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉活動団体等の活動を支援するため、共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
共同募金・歳末たすけあい運動 への協力	継続					→

## (2) 地域での交流、ふれ合いづくり

### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれ合いの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増加していることもあります。また、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。

だれもが孤立することなく安心して暮らすことができるようになるには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要です。気軽に集い、日常的な交流を図ができる場づくりや世代を超えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

さらに、地域では、自治会を中心として住民同士のつながりを大切にし、地域活動を推進していますが、少子高齢化や参加者の減少により、地域住民による地域活動の継続が難しくなってきている現状があります。

地域活動を支えていくためにも、住民同士の交流の活性化が求められています。

### 方向性

○保育園・児童館・学校等と連携し、体験学習や当事者との交流機会を創出します。

○地域で行われている世代間交流などの活動を支援します。

○気軽に集まり、情報交換できる場の創出に努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 体験学習や当事者との交流機会の創出

#### ①ボランティア協力校の指定事業（継続） ※再掲

小・中学校をボランティア協力校に指定し、体験学習や当事者との交流機会の創出に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア協力校の指定事業（小・中学校）	継続					→

#### ②キヤップ・ハンディ体験教室の開催（継続） ※再掲

小・中学校や一般住民向けのキヤップ・ハンディ体験教室の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
キヤップ・ハンディ体験教室の開催	継続					→

#### ③中学生職場体験学習の受け入れ（継続） ※再掲

中学生の職場体験学習の受け入れに取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
中学生職場体験学習の受け入れ（事務局及び各施設）	継続					→

#### ④地域との交流の推進（新規）

保育園、児童館の園児と地域や当事者との交流機会の創出に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
地域との交流の推進			新規			→

### 2 ふれあい・いきいきサロンの推進

#### ①ふれあい・いきいきサロンの推進・支援（継続）

地域で行われている「ふれあい・いきいきサロン」の活動を支援し、世代間交流の推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ふれあい・いきいきサロンの推進・支援（助成）	継続					→

### 3 住民支え合いマップづくりの推進

#### ①住民支え合いマップづくり事業（新規）

住民相互の支え合いや地域のつながりを確認するため、住民支え合いマップづくり事業の推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
住民支え合いマップづくり事業		新規				→

### (3) 社会参加の促進と生きがいづくり

#### **現状と課題** ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。高齢者が地域社会を支える一員として、自ら生きがいづくりや健康づくりに励み、その活動等に積極的に参加することが求められています。

のことから、高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

そのため、社会福祉協議会、自治会等の地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、生き生きとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える大きな課題でもあることから、村の関係各課の連携はもちろんのこと、住民や関係機関とも連携・協働により、生きがい活動の促進を図る必要があります。

#### **方向性**

○ボランティア活動や地域活動に対する住民意識の啓発に取り組みます。

○関係機関と連携し、団体活動やボランティア活動を支援します。

## 具体的な取り組み

### 1 当事者組織・団体との連携・支援（助成）

#### ①田野畠村老人クラブ連合会（継続）

田野畠村老人クラブ連合会との連携や活動に対する支援を通じて、高齢者の福祉の増進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村老人クラブ連合会	継続					
活動助成						→

#### ②田野畠村身体障害者福祉協会（継続）

田野畠村身体障害者福祉協会との連携や活動に対する支援を通じて、身体障がい者の福祉の増進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村身体障害者福祉協会	継続					
活動助成						→

#### ③田野畠村手をつなぐ親の会（継続）

田野畠村手をつなぐ親の会との連携や活動に対する支援を通じて、知的障がい者とその家族の福祉の増進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村手をつなぐ親の会	継続					
活動助成						→

#### ④田野畠村母子寡婦福祉協会（継続）

田野畠村母子寡婦福祉協会との連携や活動に対する支援を通じて、母子寡婦の福祉の増進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村母子寡婦福祉協会	継続					
活動助成						→

## 基本目標2 福祉を支える地域づくり

### (1) 地域福祉を支える人材の育成

#### 現状と課題 ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に活動に関わるとともに、地域においてそれを支える人材の育成が必要です。

自治会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

また、地域に住む人の豊富な経験や技能を地域の活動にいかすためのきっかけづくりや、地域で活躍する場をもうけるなどして、個人の経験をいかして活動に参加してもらうことが必要です。

各種団体に対する調査によると、活動を行う上での問題点・課題は、「スタッフ不足」の他、「後継者がいない・育たない」という回答が得られています。

地域においてその活動を推進する人材がいなくなることは、地域での活動や交流が滞ることとなります。地域を支える人材育成を進めていく必要があります。

#### 方向性

○地域活動のリーダーの育成や、地域活動の担い手育成につながるよう、講座の開催など様々な取り組みを行います。

## 具体的な取り組み

### 1 田野畠村民生委員児童委員協議会との連携・協働活動の推進

#### ①岩手県社会福祉大会への参加（継続）

地域福祉活動のリーダーや担い手の育成のため、田野畠村民生委員児童委員協議会と連携して、岩手県社会福祉大会への積極的な参加に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
岩手県社会福祉大会への参加	継続					→

#### ②合同研修会・交流会の開催（継続）

地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会の役職員等や民生委員・児童委員の資質向上と連携強化のため、田野畠村民生委員児童委員協議会と連携して、合同研修会及び交流会の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
村民生委員児童委員協議会との合同研修会・交流会の開催	継続					→



### 2 ボランティア講座の開催

#### ①ボランティア講座の開催（新規）

ボランティアのリーダーや担い手の育成と、ボランティア活動に関する学習の場を提供するため、ボランティア講座の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア講座の開催		新規				→

## (2) ボランティア活動の促進

### **現状と課題** ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政がすべての支援を担う時代から、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められます。

ボランティアは、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担えきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これから地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

本村では、主に社会福祉協議会において、ボランティア組織の育成、活動の推進に努めています。また、中学校においては、福祉教育の一環としてボランティア活動を実施しています。

「結い」の精神が根付く本村住民のボランティア活動への参加意識は、潜在的に高いと考えられ、活動時間や活動内容の工夫など、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを推進することで参加者の拡大が期待できます。

### **方向性**

○ボランティア講座の開催など、ボランティア活動に関する学習の場を提供します。

○ボランティア活動に関する情報提供、相談体制の充実に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

○活動希望者に活動を紹介、支援を求める個人や家族、団体等にボランティアを紹介するなど、ボランティアセンター機能に求められる役割を踏まえ、ボランティアコーディネーションに努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 ボランティア講座の開催 ※再掲

#### ①ボランティア講座の開催（新規）

ボランティアのリーダーや担い手の育成と、ボランティア活動に関する学習の場を提供するため、ボランティア講座の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア講座の開催		新規				

### 2 「ボランティア体験 in いわて」事業への協力

#### ①「ボランティア体験 in いわて」事業への協力（継続）

岩手県社会福祉協議会が実施する「ボランティア体験 in いわて」事業への協力に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
「ボランティア体験 in いわて」事業への協力	継続					

### 3 ボランティアセンターの運営

#### ①ボランティアコーディネーターの配置（新規）

ボランティアセンターにおいて、ボランティアの活動希望者に活動を紹介し、また支援を求める個人や家族、団体等にボランティアを紹介するなど、ボランティアコーディネーションを担うボランティアコーディネーターの配置に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティアコーディネーターの配置		検討	新規			

#### ②ボランティアセンターの運営（継続）

ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりの推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティアセンターの運営	継続					

#### 4 ボランティア登録とボランティア活動保険の加入促進

##### ①ボランティア団体の把握（継続）

村内で活動するボランティア団体を把握するため、ボランティア団体の調査・把握に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア団体の調査・把握	継続					

##### ②ボランティア活動保険料の助成（継続）

ボランティア活動保険の加入を促進するため、村内のボランティア登録・活動者の保険料の助成に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア活動保険料の助成	継続					



ボランティアの出演者による歳末たすけあい演芸会

### (3) 協働活動の推進

#### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワークの充実が不可欠です。

本村では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には自治会や婦人会、老人クラブ等、様々な福祉活動を行う団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っています。

これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細やかな福祉活動が可能になります。

各種団体に対する調査によると、団体の取り組みとして今後どのようなことが必要かでは、「自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」、「団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する」、「他の団体や関係機関との交流の機会をもつ」という回答が得られており、連携・協働の必要性について高い認識があります。

こうしたことから、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等がそれぞれの特性を生かしながら、役割を分担し、連携し、一体となって問題を解決していくため、ネットワークの更なる充実が大切です。

#### 方向性

○地域の実情に即した地域福祉活動が、住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携・協働し行われるようコーディネートに努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 関係機関との連絡・調整機能の強化

#### ①田野畠村民生委員児童委員協議会との連携、協働活動の推進（継続）

田野畠村民生委員児童委員協議会との連携、協働活動の推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村民生委員児童委員協議会との連携、協働活動の推進	継続					

#### ②社会福祉施設との連絡調整（継続）

村内の社会福祉施設との連絡調整に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社会福祉施設との連絡調整	継続					

#### ③地域包括支援センターとの連携・情報交換（継続）

村地域包括支援センターとの連携・情報交換に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
村地域包括支援センターとの連携・情報交換	継続					

#### ④当事者組織・団体との連携（継続）

当事者組織・団体（村老人クラブ連合会、村身体障害者福祉協会、村手をつなぐ親の会、村母子寡婦福祉協会）との連携に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
当事者組織・団体との連携・情報交換	継続					

### 2 各福祉団体との情報交換会の開催

#### ①各福祉団体との情報交換会の開催（新規）

村内の各福祉団体との情報交換会の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
各福祉団体との情報交換会の開催		新規				

### 3 住民支え合いマップづくりの推進 ※再掲

#### ①住民支え合いマップづくり事業（新規）

住民相互の支え合いや地域のつながりを確認するため、住民支え合いマップづくり事業の推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
住民支え合いマップづくり事業		新規				

## 基本目標3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり

### (1) 情報提供・相談支援体制の充実

#### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

現在、本村では行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人が実施しているサービスなど、様々な主体による福祉サービスが行われており、支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、複数の生活課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在し、どこに相談したら良いかわからない、または相談しても本当に必要な支援につながらないこともあります。

福祉サービスは、利用者本位という考え方にして、サービスを必要とするすべての人が、自分に適したサービスを自らの意思で選択できるようにしていくことが重要です。そのためには、住民に情報が正しく伝わるよう、情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、いつでも気軽に相談することができ、また、どこに相談しても必要なサービス利用につながるよう、相談体制の強化を図ることが必要です。

#### 方向性

○村における地域福祉に関する総合的な情報発信を行います。

○行政とともに福祉の総合的な相談窓口として、相談支援体制の充実に努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 情報発信の充実強化

#### ①社協広報紙「たのはたの福祉」の発行（継続） ※再掲

発行回数を年3回から年4回に増やし、広報活動の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社協広報紙「たのはたの福祉」の発行	継続					
	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回



#### ②ホームページの開設（新規） ※再掲

効果的な活動の周知や情報提供を進めるため、ホームページの開設に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ホームページの開設	新規					
	(準備)	開設				

## 2 相談支援体制の充実強化

### ①総合的な相談支援体制の整備（新規）

関係機関と連携し、福祉の総合的な相談窓口として、心配ごと相談所を包含した相談支援体制の整備に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
心配ごと相談所の開設	継続	→ 見直し				
総合的な相談支援体制の整備 (専門職の配置)		検討	新規			→

### ②障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業（継続）

岩手県社会福祉協議会と連携し、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成 23 年施行）」に基づく、「障がい者不利益取扱い相談窓口」の設置運営に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業	継続					→

## 3 資金貸付事業の実施

### ①生活福祉資金貸付事業（継続）

岩手県社会福祉協議会と連携を図り、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
生活福祉資金貸付事業	継続					→

### ②たすけあい資金貸付事業（継続）

民生委員や関係機関と連携を図り、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
たすけあい資金貸付事業	継続					→

## 4 生活困窮者自立相談支援事業の推進

### ①生活困窮者自立相談支援事業への協力（継続）

自立相談支援機関や関係機関と連携し、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
生活困窮者自立相談支援事業 への協力	継続					→

## (2) 福祉サービスの充実

### **現状と課題** ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。また、障がい者や子育て家庭に対する支援など福祉サービスに対するニーズは多様化しています。

村では、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスを始め、子どもや子育て家庭に対するサービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、それぞれの個別計画に基づき、様々なサービスの充実を図り提供しています。

今後さらに、高齢者や認知症の人が増えていくことや、障がい者の自立支援を進める観点から、よりきめ細やかな生活支援が求められています。

今後、これらのニーズを有する人が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供に向けて、適切なサービスを選ぶための情報提供や、利用者に不利益とならないよう福祉サービスの質を向上させること、苦情への対応、さらには権利擁護の推進や虐待の防止など、個人の人権に配慮した取り組みも必要となっています。

さらに、誰もが住み慣れた自宅や地域での生活を望んでおり、高齢者介護における、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた、安心できる在宅福祉サービスの展開が望まれています。

### **方向性**

○利用者ニーズに合ったサービスが受けられるよう、サービスのコーディネートに努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 高齢者福祉サービスの推進

#### ①理容サービス事業（継続）

在宅で寝たきりや認知症のため外出が困難な高齢者のため、理容サービス事業に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
理容サービス事業	継続					→

#### ②一人暮らし高齢者友愛暑中見舞い・寒中見舞いの実施（継続）

小・中学校と連携し、児童・生徒と一人暮らし高齢者の交流のため、一人暮らし高齢者友愛暑中見舞い・寒中見舞いの実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
一人暮らし高齢者友愛暑中見舞い・寒中見舞いの実施	継続					→

#### ③シルバーサポーター設置訪問事業（継続）

行政と連携し、高齢者世帯の訪問による見守り、生活支援、日常生活支援等に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
シルバーサポーター設置訪問事業（村受託事業）	継続					→

#### ④まごころ宅配便事業（継続）

行政と連携し、高齢者世帯の健康及び栄養管理の改善を図るため、食材料等の支給に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
まごころ宅配便事業（村受託事業）	継続					→

#### ⑤まごころ食事サービス事業（継続）

高齢者世帯の食生活の充実を図るため、ボランティアによる昼食（弁当）の配食に取り組みます。また、利用者の拡大や提供方法の見直しを図り、サービスの充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
まごころ食事サービス事業	継続					→

#### ⑥田野畠村地域包括支援センターの運営（継続）

村から田野畠村地域包括支援センターの運営を受託し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施に取り組みます。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村地域包括支援センターの運営（村受託事業）	継続					→

## 2 障がい者福祉サービスの推進

### ①理容サービス事業（継続） ※再掲

在宅で外出が困難な障がい者のため、理容サービス事業に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
理容サービス事業	継続					→

### ②まごころ食事サービス事業（継続） ※再掲

障がい者の食生活の充実を図るため、ボランティアによる昼食（弁当）の配食に取り組みます。

また、利用者の拡大や提供方法の見直しを図り、サービスの充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
まごころ食事サービス事業	継続					→



### ③障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業（継続） ※再掲

岩手県社会福祉協議会と連携し、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成 23 年施行）」に基づく、「障がい者不利益取扱い相談窓口」の設置運営に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
障がい者不利益取扱い相談窓口設置運営事業	継続					→

### 3 児童福祉サービスの推進

#### ①田野畠村立若桐保育園の管理運営（継続）

村から田野畠村立若桐保育園の管理運営を受託し、保育に欠ける乳幼児等の保育業務の実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村立若桐保育園の管理運営（村受託事業）	継続					→

#### ②田野畠村地域子育て支援センターの管理運営（継続）

村から田野畠村地域子育て支援センターの管理運営を受託し、地域子育て支援拠点事業の実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村地域子育て支援センターの管理運営（村受託事業）	継続					→

#### ③田野畠村立たのはた児童館の管理運営（継続）

村から田野畠村立たのはた児童館の管理運営を受託し、児童の保育業務の実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
田野畠村立たのはた児童館の管理運営（村受託事業）	継続					→

#### ④たのはた放課後児童クラブの管理運営（継続）

村からたのはた放課後児童クラブの管理運営を受託し、放課後児童健全育成事業の実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
たのはた放課後児童クラブの管理運営（村受託事業）	継続					→



### (3) 権利擁護の推進

#### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

認知症高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。今後、認知症高齢者の増加などから、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されます。

日常生活を支援する制度としては、民法上の「成年後見制度」のほか、社会福祉協議会が実施する、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」があり、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

また、福祉サービスを利用した場合、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。

このような「苦情」は、まず、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言いにくいなど、話し合いができない場合も考えられます。

福祉サービスを利用する中で、問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないよう、村の相談支援体制の充実や、県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」などの相談機関の周知に努める必要があります。

#### 方向性

- 「福祉サービス運営適正化委員会」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など、必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。
- 「日常生活自立支援事業」が円滑に実施されるよう、利用者と生活支援員との連絡調整に努めます。

## 具体的な取り組み

### 1 制度の周知

#### ①社協広報紙「たのはたの福祉」の発行（継続） ※再掲

発行回数を年3回から年4回に増やし、広報活動の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社協広報紙「たのはたの福祉」の発行	継続					
	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

#### ②ホームページの開設（新規） ※再掲

効果的な活動の周知や情報提供を進めるため、ホームページの開設に取り組みます。

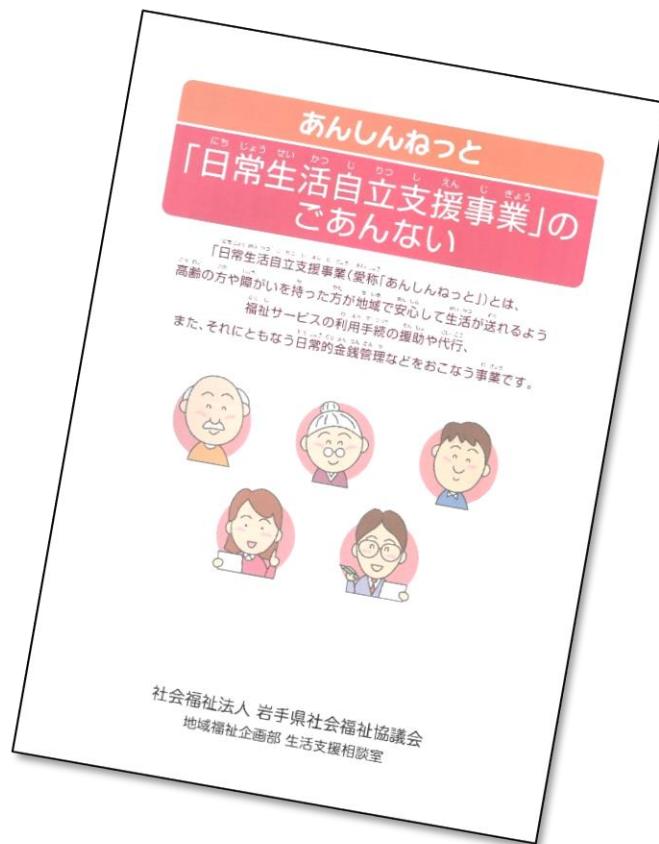
	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ホームページの開設	新規					
	(準備)	開設				

### 2 日常生活自立支援事業の推進

#### ①日常生活自立支援事業（継続）

岩手県社会福祉協議会及び基幹社協（宮古市社会福祉協議会）と連携を図り、利用者と生活支援員との連絡調整に努め、日常生活自立支援事業の円滑な実施に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
日常生活自立支援事業	継続					



## (4) 生活困窮者への自立支援の推進

### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第150号）が平成27年4月から施行されています。

法において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある人たちを対象としています。

県が実施する、自立支援相談窓口を村民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援へつなげる必要があります。

また、国の発表によると、子どもの貧困率は16%を超え、およそ6人に1人の子どもが貧困状態にあると言われています。貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

### 方向性

○自立相談支援機関と連携し、経済的なことや生活上の困りごとなどの相談を受け、地域で安心した生活が送れるよう支援します。

## 具体的な取り組み

### 1 制度の周知

#### ①社協広報紙「たのはたの福祉」の発行（継続） ※再掲

発行回数を年3回から年4回に増やし、広報活動の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社協広報紙「たのはたの福祉」の発行	継続					
	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

#### ②ホームページの開設（新規） ※再掲

効果的な活動の周知や情報提供を進めるため、ホームページの開設に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ホームページの開設	新規 (準備)					
		開設				

### 2 資金貸付事業の実施

#### ①生活福祉資金貸付事業（継続） ※再掲

岩手県社会福祉協議会と連携を図り、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
生活福祉資金貸付事業	継続					

#### ②たすけあい資金貸付事業（継続） ※再掲

民生委員や関係機関と連携を図り、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
たすけあい資金貸付事業	継続					

### 3 生活困窮者自立相談支援事業の推進

#### ①生活困窮者自立相談支援事業への協力（継続） ※再掲

自立相談支援機関や関係機関と連携し、世帯の自立更生に向けた支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
生活困窮者自立相談支援事業への協力	継続					

## 基本目標4 ひとにやさしい福祉のむらづくり

### (1) ユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

高齢者や障がい者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「ひとにやさしいまちづくり」が推進されています。

本村では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路、公園、公的建築物等において、障がい者や高齢者などすべての人が利用しやすい施設になるよう公共施設を新築する際には、バリアフリーに配慮した建築がなされております。

もちろん、このような「ひとにやさしいまちづくり」への取組は、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、「ひとにやさしいまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりである」ことを住民が認識する必要があります。

今後は、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のむらづくりを推進する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物場所などへのアクセスが容易であることが必要です。

村の商店が減ってきてているということもあり、買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

商業面では村の活性化も重要な課題の一つですが、生活する上での多様な交通整備を図るとともに、買い物した後の荷物を持っての移動が困難な人への支援など、地域の支え合いによる生活安心度の向上を図る必要があります。

#### 方向性

○研修や講座などでユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と連携し取り組みを進めます。

## 具体的な取り組み

### 1 情報発信の充実強化

- ①社協広報紙「たのはたの福祉」の発行（継続） ※再掲

発行回数を年3回から年4回に増やし、広報活動の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
社協広報紙「たのはたの福祉」の発行	継続					
	年3回	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回

- ②ホームページの開設（新規） ※再掲

効果的な活動の周知や情報提供を進めるため、ホームページの開設に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ホームページの開設	新規 (準備)					→

### 2 研修や講座の開催

- ①キャップ・ハンディ体験教室の開催（継続） ※再掲

小・中学校や一般住民向けのキャップ・ハンディ体験教室の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
キャップ・ハンディ体験教室の開催	継続					→



## (2) 要援護者支援の推進

### 現状と課題

※田野畠村地域福祉計画より抜粋

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

「災害時要援護者」といわれる高齢者、障がい者等は、災害に対して特別な備えを必要としているとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。そのため、地域全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした「人」の視点での対策も急務となっています。

本村では、「田野畠村地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、地域住民、自治会、関係機関の協力を得ながら、災害時要援護者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

### 方向性

- 災害時要援護者に対し、見守りや声かけができる基盤づくりを自治会、民生委員・児童委員、各種団体等と連携して行い、災害時に対応できる隣近所のつながりづくりを支援します。
- 災害ボランティアの育成など、災害ボランティアセンターとしての支援体制の充実を図ります。

## 具体的な取り組み

### 1 東日本大震災被災者の支援

#### ①東日本大震災被災者生活支援事業（継続）

被災世帯等に対する生活復興に必要な支援、相談、見守り体制を構築し、必要な生活ニーズを把握し、関係機関等と連携し、被災世帯等の復興を図るため、生活支援相談員の配置に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
東日本大震災被災者生活支援事業	継続					→



## 2 ボランティア講座の開催 ※再掲

### ①ボランティア講座の開催（新規）

ボランティアのリーダーや担い手の育成と、ボランティア活動に関する学習の場を提供するため、ボランティア講座の開催に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティア講座の開催		新規				→

## 3 ボランティアセンターの運営

### ①ボランティアコーディネーターの配置（新規）※再掲

ボランティアセンターにおいて、ボランティアの活動希望者に活動を紹介し、また支援を求める個人や家族、団体等にボランティアを紹介するなど、ボランティアコーディネーションを担うボランティアコーディネーターの配置に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティアコーディネーターの配置			新規			→

### ②ボランティアセンターの運営（継続）※再掲

ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりの推進に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
ボランティアセンターの運営	継続					→

### ③村総合防災訓練への参加（継続）

災害時に迅速かつ円滑な災害対応活動を行うため、村総合防災訓練への役職員等の積極的な参加に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
村総合防災訓練へ参加	継続					→

## 4 災害時避難行動要支援者制度にかかる名簿の活用

### ①災害時避難行動要支援者名簿の活用（継続）

災害時避難行動要支援者名簿及び災害時避難行動要配慮者台帳を活用し、関係機関等と連携して災害時における要支援者の安否確認及び避難支援に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
災害時避難行動要支援者名簿等の活用	継続					→

### (3) 防犯対策の充実

#### **現状と課題** ※田野畠村地域福祉計画より抜粋

住民が安心して暮らすためには、隣近所の日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークづくりが犯罪防止へつながります。

しかし、昔ながらの付き合いや地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

また、近年、高齢者が特殊詐欺被害に遭うことが増加し、社会的な問題となっています。高齢者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくなく、不安を感じることがあります。

凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃から付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

#### **方向性**

○見守りや声かけができる基盤づくりを自治会、民生委員・児童委員、各種団体等と連携して行い、犯罪を未然に防ぐ、隣近所のつながりづくりを支援します。

## 具体的な取り組み

### 1 高齢者世帯の見守り

#### ①シルバーサポーター設置訪問事業（継続） ※再掲

行政と連携し、高齢者世帯の訪問による見守り、生活支援、日常生活支援等に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
シルバーサポーター設置訪問事業（村受託事業）	継続					→

### 2 東日本大震災被災者の支援

#### ①東日本大震災被災者生活支援事業（継続） ※再掲

被災世帯等に対する生活復興に必要な支援、相談、見守り体制を構築し、必要な生活ニーズを把握し、関係機関等と連携し、被災世帯等の復興を図るため、生活支援相談員の配置に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
東日本大震災被災者生活支援事業	継続					→

### 3 防犯活動の推進

#### ①岩泉・田野畠地域安全大会への協力（継続）

災害・事故・犯罪から地域の安全を守るために地区民の総意を結集し、明るく住みよい街づくりを推進するため、岩泉・田野畠地域安全大会への協力に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
岩泉・田野畠地域安全大会への協力	継続					→

#### ②防犯対策の充実強化（新規）

関係機関や団体と連携を図りながら、防犯対策の充実強化に取り組みます。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
防犯対策の充実強化			検討	新規		→

# 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の推進

### (1) 計画の普及啓発

関係機関・団体等に配布するほか、ホームページに掲載します。また、計画内容の概略を社協広報紙「たのはたの福祉」に掲載し、本計画の普及啓発に努めます。

### (2) 具体的な計画の推進

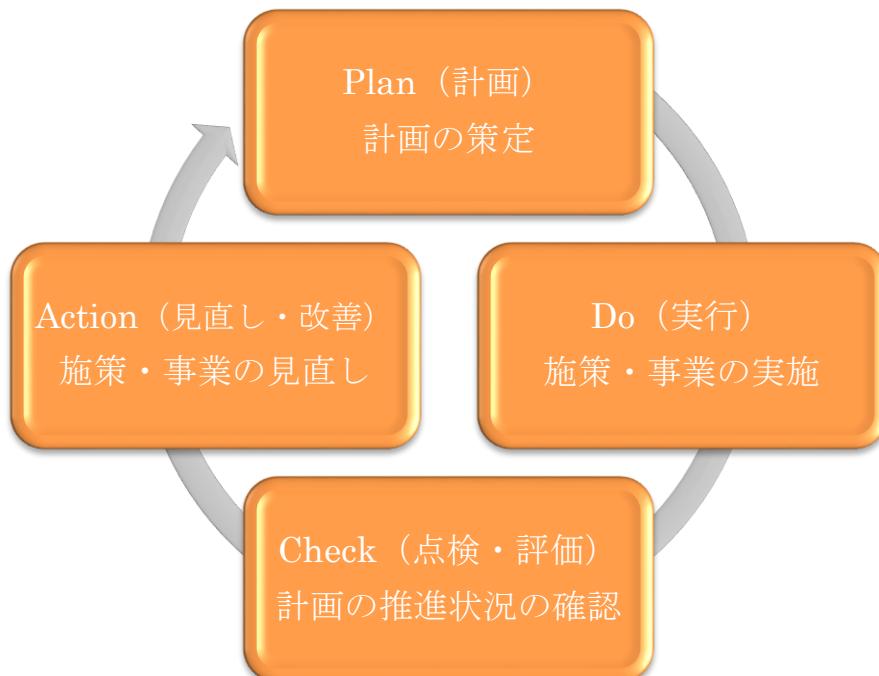
地域福祉を推進するためには、村民、地域（自治会等）、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図ることが必要となります。

本計画の推進にあたっては、各主体との連携を重視するとともに、広報紙やホームページなどを活用し、計画内容の説明と周知に努めます。

### (3) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル〔P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（点検・評価）、A c t i o n（見直し・改善）〕により、計画の着実な推進に努めます。

【P D C Aサイクルに基づく計画の推進】



## 2 社会福祉協議会の発展・強化

本計画の推進にあたり、その推進を担う村社会福祉協議会の組織、財務等に関する具体的な取り組みを明確化し、事業戦略や組織運営体制、経営基盤の強化を進めることにより、地域福祉の確実な推進につなげます。

### (1) 組織機能の強化

改正社会福祉法に基づき、社会福祉法人の経営執行機関としての理事会、議決機関である評議員会等の組織運営体制の強化を図ります。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
理事会・評議員会の開催	継続					→
監事による出納調査の実施 (年 4 回)	継続					→
役職員研修の推進 (各種研修会参加の促進)	継続					→

### (2) 職員体制の強化

専門職（社会福祉士や保育士等）の確保、職員の育成及び労働環境の整備等による職員体制の強化を図ります。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
専門職（社会福祉士や保育士等）の確保	継続					→
労働環境の整備	継続					→
役職員研修の推進 (各種研修会参加の促進)	継続					→

### (3) 財政基盤の強化

会費等の自主財源の確保に努めます。また、事務の効率化と経費削減のため、事務の効率化を図ります。

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
賛助・特別会員募集による自主財源の確保	継続					→
事務の効率化と経費削減	継続					→

# 資料

---

## 1 田野畠村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 田野畠村における地域福祉を計画的かつ効率的に推進するため、「田野畠村地域福祉活動計画」(以下「計画」という。)を策定することを目的として、田野畠村地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から、田野畠村社会福祉協議会会长(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 福祉団体
- (3) 教育関係者
- (4) 社会福祉法人
- (5) 地域包括支援センター
- (6) 行政
- (7) ボランティア団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、田野畠村社会福祉協議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

## 2 田野畠村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

○平成 29 年度（任期：平成 29 年 11 月 29 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

No.	選任区分	氏名	所属等	備考
1	民生委員・児童委員	向川原 嚴	田野畠村民生委員児童委員協議会長	
2	福祉団体	熊谷 友吉	田野畠村老人クラブ連合会長	
3		上山 明美	田野畠村身体障害者福祉協会長	
4		濱田 美壽子	田野畠村母子寡婦福祉協会長	
5		竹下 敦子	特定非営利活動法人ハックの家管理者	
6	教育関係者	佐々木 修	田野畠村教育委員会教育次長	
7	社会福祉法人	穂高 正実	社会福祉法人寿生会施設長	
8	地域包括支援センター	畠山 とし子	田野畠村地域包括支援センター所長	委員長
9	行政	工藤 光幸	田野畠村保健福祉課長	副委員長
10	ボランティア団体	奥地 キミ子	田野畠村食生活改善推進員団体連絡協議会長	

（順不同・敬称略）

○平成 30 年度（任期：平成 30 年 7 月 30 日から計画策定の日まで）

No.	選任区分	氏名	所属等	備考
1	民生委員・児童委員	向川原 嚴	田野畠村民生委員児童委員協議会長	
2	福祉団体	熊谷 友吉	田野畠村老人クラブ連合会長	
3		上山 明美	田野畠村身体障害者福祉協会長	
4		濱田 美壽子	田野畠村母子寡婦福祉協会長	
5		竹下 敦子	特定非営利活動法人ハックの家管理者	
6	教育関係者	佐々木 修	田野畠村教育委員会教育次長	
7	社会福祉法人	穂高 正実	社会福祉法人寿生会施設長	
8	地域包括支援センター	畠山 とし子	田野畠村地域包括支援センター所長	委員長
9	行政	工藤 隆彦	田野畠村保健福祉課長	副委員長
10	ボランティア団体	奥地 キミ子	田野畠村食生活改善推進員団体連絡協議会長	

(順不同・敬称略)



## 田野畠村地域福祉活動計画

平成 30 年 9 月 発行

編集・発行

社会福祉法人田野畠村社会福祉協議会

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畠村田野畠 120 番地 1

TEL/FAX:0194-33-3025

E-mail:tano-shakyo@poem.ocn.ne.jp